

【3月1日住民基本台帳システムが変更になります】

3月1日より、羽曳野市の住民基本台帳システムが新しくなります。

それに伴う大きな変更点は以下の通りです。

①住民票が改製されます。

従前の改製原住民票（更新される前の住民票）については、保存期間は5年間です。5年を経過すると交付することはできません。

②印鑑登録のシステムが新しくなり、印鑑登録証明書の用紙のサイズが、A5からA4に変わります。なお、印鑑登録証および住民基本台帳カードについては変更ありませんので、現在お持ちのカードをそのままお使いいただけます。

③外国人登録原票記載事項証明書の用紙のサイズが、A5からA4に変わります。

【自動交付機の入替と休止について】

①自動交付機の新機種導入にともない、機器入替作業のため、市内のすべての自動交付機を一定期間休止します。

休止期間 3月 1日(日) から
3月 15日(日) まで

【住民基本台帳カードと電子証明書の発行休止について】

3月2日に、住民基本台帳ネットワークシステムの機器が新しくなります。それに伴い、当日は住民基本台帳カードの発行・交付ができません。また、公的個人認証サービス（e-Tax等に必要）および、電子証明書の発行・交付もできません。

住民基本台帳カードの申請、ならびに公的個人認証サービスをご利用の方は、3月2日以外の日に来庁していただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、従来より公的個人認証サービス（e-Tax等に必要）および、電子証明書の発行・交付は、本庁市民課で行っております。支所では、住民基本台帳カードの発行・交付のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

市民の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点は、市民課または支所までお問い合わせください。

市民課：内線 1650 支所：内線 5100

一深めませんか・・・介護の絆一 羽曳野市家族介護者教室 参加者募集

あたたかい心が通う介護のために、介護を必要とする方、介護をする方、それを見守る地域の方などが、それぞれ「介護」について理解を深め、つながりあい、絆を深めていただく講座です。

本講座は、市内7つのグループホーム事業者の企画提案に基づき、市と事業者が協働で開催します。今年度は今回で最終回です。

日時	テーマ	場所	講師	企画・申込先
3/13 (金) 13:30～15:00	介護のこと・認知症のこと、ちょっと知りたい！ここが聞きたい！	陵南の森総合センター2階視聴覚室	医療法人昌円会あつたか村ケアマネジャー・在宅介護支援センター職員等	グループホーム華はびきの

【費用】 無料

【申込み】

企画・申込先まで電話でお申し込みください。定員になりしだい締め切ります。

グループホーム華はびきの TEL 072-955-8800

【担当：高年介護課】

引越しをされるときは お早めにご連絡を！

水道局からの
お願い

・水道の使用を中止される時

引越しにより水道の使用を中止される時は、料金の精算に伺いますので引越しの2～3日前までには必ずご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、引き続いて料金がかかりますのでご注意ください。

・新しく水道を使用される時

水道を使用される2～3日前までには必ず使用開始のご連絡をお願いします。

お支払いは便利な口座振替を

直接、預金通帳とお届けの印かんを持参の上、郵便局もしくは局指定の金融機関で手続きをしていただきますようお願いいたします。

☆ 連絡先

平日 9:00～17:30

羽曳野市水道局 ☎ 958-1111

水道料金お客様センター ☎ 957-7770

土・日 9:00～17:00

国民の祝祭日と年末年始(12月30日～1月4日)は休業いたします。水道料金お客様センター ☎ 957-7770

水道局ホームページアドレス

http://www.city.habikino.osaka.jp/info/057

女性の健康週間

3月1日～3月8日

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場（家庭、地域、職域、学校）を通じて、女性のさまざまな健康問題を社会全体で総合的に支援することが重要です。

厚生労働省では、毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開することとしています。

思春期から成熟期、妊娠・出産、更年期と…女性のライフサイクルにはさまざまな節目があり、それに伴ってココロとカラダに変化が起こります。羽曳野市女性相談では、そのような変化や、女性の健康についての相談も受けています。あなたのハッピーライフのために、日頃から聞いてみたいことや気になっていることを相談してみませんか。相談日は毎月第1、第4水曜日ですが、その他の日でも気軽にご相談ください。

人権推進課 ☎ 958-1111 内線 1055